狩猟による捕獲促進事業費補助金についてのお知らせ

　令和６年度狩猟期間（令和６年１１月１５日～令和7年３月１５日）に、瀬戸内市内で捕獲した

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数に応じて補助金をお支払いします。

イノシシ・ニホンジカ

※狩猟期間に、瀬戸内市内で捕獲したもので、法律に基づき

適正に捕獲されたものに限ります。

対象

鳥獣

１頭につき６，０００円

※捕獲頭数が予算額を超える場合は、事前に周知し、受付を

終了します。

補助

金額

・岡山地区猟友会瀬戸内分会員

・瀬戸内市に住所を有する方

交付

対象

＊申請手続きについて

１．狩猟期間が始まるまでに提出するもの

①狩猟による捕獲促進事業実施申請書

②令和6年度岡山県狩猟者登録証の写し

③住民票の写し（岡山地区猟友会瀬戸内分会員については提出不要）

２．イノシシ・ニホンジカを捕獲した際に提出するもの

①捕獲した個体のしっぽ（封のできる透明なビニール袋に入れて提出）

②確認写真（データまたはプリントで提出。撮影方法はp.2参照）

捕獲後、５日（市役所開庁日）以内に提出してください。

（開庁日は、平日８：３０～１７：００（土・日・祝日、年末年始を除く））

※注意事項

・本事業は、捕獲を依頼するものではありません。

・個体確認は厳正に行います（関係機関より適正な確認を求められています）。

・写真が不鮮明、必要事項が写っていないなど、個体確認が明確にできないものは補助

対象外となります。**写真は複数枚撮影するなどして、明確な写真の提出をお願いします。**

・補助金は、今年度分をまとめて５月上旬ごろに交付予定です（３月頃に関係書類を送付します）。

＊確認写真の撮り方

　　　【撮影例】



◎注意点

１．必ず捕獲した現場で撮影してください。

２．確認シートは紙やホワイトボードで作成し、①捕獲日、

②捕獲場所、③捕獲方法、④氏名、を記入してください。

３．個体の「右側面」にスプレーで捕獲日を記入してください。

４．個体、捕獲者、確認シートが写るように撮影してください。

５．個体は、「右側面」を見せ、全体が写るように撮影してください。

※念のために、複数枚撮影することをお勧めします。

